平成２５年（フ）第７２７号
北九州市小倉北区泉台１丁目22番１号
債務者　峰田　初美（旧姓黒山）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２６号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地11
町営本桜団地345号
債務者　宮原　修司
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
佐賀県佐賀市高木瀬東５丁目20番１号
債務者　筒井　直基
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
鹿児島県大島郡伊仙町大字古里57番地８
債務者　伊東　博一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第６１号
鹿児島県大島郡喜界町大字浦原1434番地２
債務者　倉田　克弘
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１０２号
鹿児島県姶良市蒲生町漆978番地
債務者　甲斐　恒行
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
鹿児島県姶良市蒲生町漆978番地
債務者　染川さとみ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
北海道河西郡芽室町東１条７丁目２番地14
メゾンドカンパーニュ103
債務者　三浦　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
北海道中川郡幕別町札内中央町638―20　レオパレス札内Ａ104号室、住民票上の住所北海道足寄郡足寄町西町３丁目１番地２
債務者　佐川　敏文
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２０９４号
横浜市神奈川区菅田町799番地　ひまわり団地６号棟305号室
債務者　一ノ瀬晋一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９５号
横浜市神奈川区白幡東町14番８号　百合マンション３―Ｄ
債務者　佐藤　三廣
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９６号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番13―502号
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１０１号
神奈川県藤沢市亀井野473番地の１　湘南ビバリーヒルズ404号
債務者　山田　威雄
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１０６号
神奈川県藤沢市石川４丁目15番地の１　ＮＰＯ法人ニューライフ湘南台寮
債務者　松江　憲之
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１１５号
横浜市西区岡野２丁目15番６号　岡野福祉会館
債務者　石井アンゲラ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１１６号
横浜市旭区二俣川１丁目70番地　大福荘101号
債務者　長岡　重己
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１１７号
横浜市中区弥生町１―５―１　ライオンズマンション伊勢佐木長者町第２―401、住民票上の住所横浜市南区弘明寺町字山下270番地11　ハイライズ弘明寺２Ｆヘアーモード内
債務者　三浦　貴広
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部